

# 出水南小・白山小児童育成クラブ建設設計業務委託 公募型プロポーザル実施要領

本要領は、「出水南小・白山小児童育成クラブ建設設計業務委託」に係る契約の相手方となる事業者の選定に当たり、公募型プロポーザル方式による手続を実施するために、必要な事項を定める。

## 1 業務概要

### (1) 業務委託名

出水南小・白山小児童育成クラブ建設設計業務委託

### (2) 業務の背景と目的

本市では、児童の健全育成及び放課後の安全な生活の場を確保するため、児童育成クラブの環境整備を進めている。児童育成クラブの利用児童数の増加が見込まれる出水南小・白山小では、新児童育成クラブ建設に向け、令和7年度に計画条件の整理を行った。（別添、「計画条件の整理に伴う報告書」を参照。）

また、令和3年10月1日に「脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律」が施行されたことに伴い、同法第12条第1項の規定に基づき、本市は「熊本市建築物等木材利用促進基本方針」を策定し、本市の木材利用目標として、低層（3階建て以下）の公共施設は原則として木造とすることとしている。一方、木造建築物の計画にあたっては、構造・耐久性など技術面及びコスト面等の課題への対応並びに木材の良さを生かした使用方法について整理が必要である。

本業務は、このような背景のもと、出水南小・白山小の児童育成クラブの実施設計を行うとともに、今後本市で多くの整備が考えられる低層（2階建て以下、延床1,000㎡以下程度）の公共木造建築物について、本設計内容や関連書籍、他都市や本市既存施設の調査を実施し、構造・耐久性など技術面及びコスト面等の課題並びに木材の良さを生かした使用方法についての考え方等をまとめた共通仕様書（以下、「熊本市小規模木造建築物共通仕様書」という。）の作成を求めるものである。

### (3) 業務内容

別紙1「出水南小・白山小児童育成クラブ建設設計業務委託基本仕様書（以下「基本仕様書」という。）」のとおり。

### (4) 履行場所

熊本市中央区出水4丁目1-1外

### (5) 履行期間

契約締結日から令和9年（2027年）2月16日（火）まで

### (6) 提案上限額

16,841千円（消費税及び地方消費税を含む。）

※提案内容にかかわらず、この上限額を超える提案は無効とする。

## 2 担当部局

〒860-8601 熊本市中央区手取本町1番1号

熊本市都市建設局公共建築部営繕課

電話096-328-2573（直通）

メールアドレス eizen@city.kumamoto.lg.jp

## 3 参加資格

次に掲げる条件をすべて満たしていること。

- (1) 熊本市工事競争入札参加者の資格審査及び指名基準に関する規則（昭和41年規則第15号）第3条に規定する競争入札参加資格審査申請書を提出し、第10条に規定する有資格業者名簿 業種区分コンサルの業種種別 建築設計に登録されている者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号の規定に該当しない者であること。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続の開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続の開始の申立てがなされた場合は、それぞれ更生計画の認可決定又は再生計画の認可決定がなされていること。
- (4) 熊本市が締結する契約等からの暴力団等の排除措置要綱（平成18年告示第105号）第3条第1号の規定に該当しないこと。
- (5) 熊本市から熊本市工事請負及び委託契約に係る指名停止等の措置要綱、熊本市上下水道局工事請負及び委託契約に係る指名停止等の措置要綱、熊本市交通局工事請負及び委託契約に係る指名停止等の措置要綱又は熊本市病院局工事請負及び委託契約に係る指名停止等の措置要綱に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。
- (6) 消費税及び地方消費税並びに本市市税の滞納がないこと。
- (7) 過去3年の間、本市との契約において、違反又は不誠実な行為を行った者であって契約の相手方として不適当と市長が認めるものでないこと。
- (8) 業として発注する業務委託に係る業務を営んでいること。
- (9) 建築士法（昭和25年法律第202号）に規定する一級建築士事務所であること
- (10) 当該業務に関して、建築士法に規定する一級建築士を管理技術者（直接雇用関係を有する者に限る。）として配置できること。
- (11) 業務として、平成29年度（2017年度）以降に履行が完了した下記の実績を少なくとも1件有すること。

児童等が利用する施設（児童育成クラブ、小学校、幼稚園、保育園等）の木造（一部他構造含む）の新築、増築（増築面積が200㎡以上のものに限る）の実施設設計業務。

#### 4 スケジュール（予定）

内 容	日 程
実施公告	令和8年（2026年）4月15日（水）
実施要領等交付期間	令和8年（2026年）4月28日（火）正午まで
参加表明書の提出期限	令和8年（2026年）4月28日（火）正午まで
質問書提出期限	令和8年（2026年）4月28日（火）正午まで
質問書回答期限	令和8年（2026年）5月11日（月）正午まで
一次審査の結果通知	令和8年（2026年）5月11日（月）正午まで
企画提案書の提出期限	令和8年（2026年）5月20日（水）正午まで
ヒアリング審査	令和8年（2026年）5月25日（月）予定
選定結果通知	令和8年（2026年）5月27日（水）発送予定

※ ただし、参加表明書提出者数（以下「参加表明者数」という。）により、スケジュールを変更する可能性がある。

#### 5 申請手続等

##### (1) 実施要領、参加表明書、基本仕様書等の交付期間及び方法

令和8年（2026年）4月15日（水）から同年4月28日（火）正午まで熊本市ホームページへ掲載するほか、希望する場合は2の担当部局で配布する（担当部局での配布は熊本市の休日及び期限の特例を定める条例（平成元年条例第32号）第1条に規定する市の休日（以下「休日」という。）を除く。）。郵送又は電送（ファックス、電子メール等）による交付は行わない。

担当部局での配布は、午前9時から午後5時まで。熊本市ホームページでは、その運用時間内にダウンロードできる。

なお、基本仕様書等は、参加表明書提出締切日までの間、2の担当部局で閲覧に供する。

##### (2) 参加手続き等

本件プロポーザルの参加希望者は、参加表明書及びその他の必要書類（以下「参加表明書等」という。）を提出し、参加資格の有無について市長の確認を受けなければならない。提出方法等は、次によるものとする。

###### ア 提出書類及び提出方法

持参又は郵送により提出すること。郵送する場合は、一般書留又は簡易書留によることとし、それ以外の方法により郵送されたものは受け付けない。

(ア) 参加表明書兼資格確認申請書（様式第1号）

(イ) 参加資格審査調書（様式第2号）

(ウ) 同種（類似）業務実績調書（様式第3号）

児童等が利用する施設（児童育成クラブ、小学校、幼稚園、保育園等）の木造（一部他構造含む）の新築、増築（増築面積が200㎡以上のものに限る）の実施設計業務の実績。なお、実績は3件を上限とする。同種又は類似業務の実績は、参加表明書等提出日までに履行が完了したのものに限る。

(エ) 同種又は類似業務の実績を有することを証明する資料（契約書、業務仕様書、業務実施体制書、設計図等（いずれも写しで可））

- (オ) 会社概要書（様式第4号）
- (カ) 業務実施体制調書（様式第5号）
- (キ) 資格証の写し

#### イ 提出期限

令和8年（2026年）4月28日（火）正午まで

郵送する場合は、令和8年（2026年）4月28日（火）正午までに2の担当部局に必着のこと。また、不慮の事故による紛失または遅配は考慮しない。

#### ウ 提出部数

1部とする。

#### エ 提出先

- (ア) 持参の場合

2の担当部局

- (イ) 郵送の場合

〒860-8601 熊本市中央区手取本町1番1号

熊本市長（熊本市都市建設局公共建築部営繕課）宛

また、封筒の表面に申請する「業務委託名」及び「参加表明書在中」を明記すること。

#### オ 留意事項

- (ア) 様式は、参加表明書等提出日時点で記載すること。

- (イ) ア(エ)(カ)(キ)の書面が添付されていない場合は、その資格を有しているとは認めない。また、ア(エ)により提出された書類で、同種又は類似業務の実績を有することが判断できない場合は実績を有しているとは認めない。

## 6 参加資格の確認及び一次審査の実施

### (1) 審査

市は、参加表明書等の提出者の中から、提出書類に基づきプロポーザル実施要項に定める資格の確認を行うとともに、資格を満たす者についての評価点を決定し、企画提案書を提出できる者として上位5者程度を選定する。

### (2) 評価項目

別紙2「審査基準」に沿って実施する。

### (3) 結果の公表

審査の結果（参加資格がないと認めた場合はその理由も含む。）は、参加表明提出者全員に通知する。

## 7 参加資格がないと認めた者に対する理由の説明

- (1) 参加資格がない旨の通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して5日（休日を含む。）以内に、市長に対して参加資格がないと認めた理由を、書面（様式は自由）により説明を求めることができる。

- (2) 市長は、説明を求められたときは、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して7日（休日を含む。）以内に、説明を求めた者に対し書面により回答する。

## 8 説明会

現地説明会は実施しない。

## 9 基本仕様書等に対する質問

- (1) 基本仕様書等に対する質問がある場合は、次のとおり質問書を提出すること。

ア 提出方法

書面（様式は自由）により持参又は電子メールにて提出すること。

ただし電子メールの場合は、必ず電話で着信を確認すること。

イ 提出期間

令和8年（2026年）4月15日（水）から同年4月28日（火）まで（休日を除く。）の午前9時から午後5時まで

※ ただし、4月28日（火）は正午までの提出とする。

ウ 提出先

2の担当部局

- (2) (1)の質問書に対する回答書は、次のとおり閲覧に供する。なお、熊本市ホームページにも掲載する。

ア 閲覧期間

令和8年（2026年）4月30日（木）までに開始し、同年5月11日（月）正午までとする。

イ 閲覧場所

2の担当部局

## 10 プロポーザルに参加する者が1者である場合の措置

プロポーザルに参加する者が1者である場合は、参加表明書等の提出期限を延長するものとする。ただし、延長期間内に新たな参加者がいなかった場合、1者で事業者選定を行うものとする。

なお、プロポーザルに参加する者がいなかった場合には、再度公告して参加表明書等の提出期限を延長するものとする。この場合、必要に応じて案件に係る参加資格の変更又は履行期間の変更を行うことがある。再度公告し、プロポーザルに参加する者が1者以上あった場合、事業者選定を行うものとする。

## 11 企画提案書等の提出について

6(3)の通知により参加資格があると確認された者は、次に定める方法に従い、企画提案書等を提出するものとする。

- (1) 提出書類及び提出方法

ア 提出書類

- (ア) 企画提案書提出書（様式第6号） ※A4版
- (イ) 参考見積書及び内訳書（任意様式） ※A4版又はA3版
- (ウ) 業務スケジュール案（任意様式） ※A4版又はA3版
- (エ) 特定テーマに関する提案書（任意様式） ※A3版各テーマ1頁以内

イ 提出方法

持参又は郵送により提出すること。郵送する場合は、一般書留又は簡易書留によることとし、それ以外の方法により郵送されたものは受け付けない。

ウ 注意点

- (ア) 提出書類の規格はA4版左とじ・横書き・片面とする。

なお、A3版の書類はA4サイズに折り込むこと。

- (イ) アにおける(ア)から(エ)までをセットにすること。

(2) 特定テーマ

ア 特定テーマは以下のとおり

出水南小・白山小児童育成クラブ建設設計業務委託の目的を十分に理解し、建設設計を行うにあたり下記のテーマ1、2についてそれぞれ提案すること。

《テーマ1》熊本市小規模木造建築物共通仕様書の作成に関する考え方

本市において低層（2階建て以下、延床面積1,000㎡程度以下）の公共木造建築物を今後継続的に整備していくことを目的として、本業務における設計内容の検討に加え、関連書籍、先進地の取組事例及び本市の既存施設等の調査を踏まえながら、共通仕様の作成に向け①仕様や考え方の方向性として定める事項や②仕様書の策定プロセスについて提案を求める。（先進地の取組事例の調査に要する旅費については、1名×2都市分（東京都程度）を見込んでいる。）

提案にあたっては、以下の観点で事業者の考え方を示すこと。

- ①公共木造建築において、共通仕様として整理すべき事項の章立て案や考え方
  - ②本業務における設計検討や各種調査を通じて得られる知見を、共通仕様として整理・体系化していくための進め方やフロー
- ※具体的な仕様書の完成版の提示は求めない。

《テーマ2》児童育成クラブの建築設計に関する考え方

児童育成クラブの設計にあたって、以下の観点を踏まえた考え方を求める。

- ①児童が長時間利用する場としての安全性・居心地
- ②運営者の視点を踏まえた動線・見守りのしやすさ
- ③木造を前提に建設や維持管理コスト削減方法

- イ 特定テーマに関する提案書は任意様式とする。ただし、以下の留意事項に従うこと。
- (7) 指定する頁数以内に必要に応じて図、表等を用いてわかりやすく記載すること。指定する頁数を超えている場合は、超えた頁数の部分は評価しない。
- (イ) 文字の大きさは 10.5 ポイント以上とすること（図表については、必要に応じて 10.5 ポイント未満も可）。
- (ロ) 様式は A3 版用紙とし、電子データのファイル形式は PDF で提出すること。
- (エ) 色の指定はないが、白黒複写を行った場合においても、内容が理解できるようにすること。
- (オ) 提案に当たっては、できる限り定量的に示すこと。定量的に表すことが不可能な場合には、できる限り具体的に記述すること。
- (カ) 仕様書のコピーや「仕様書のとおり」といった記述に終始しないこと。
- (キ) 業務実績を示す必要があるものは、当該実績を示す契約書の写しや業務概要等を適宜添付すること。
- (ク) 図面、パース等の表現については、大臣官房庁営繕部 平成 30 年 4 月 2 日事務連絡「技術提案における視覚的表現の取扱いについて」に準ずるものとし、過度な表現とした場合は、関係するテーマの点数から減点する。
- (3) 提出期限
- 令和 8 年（2026 年）5 月 20 日（水）正午まで
- 郵送する場合は、令和 8 年（2026 年）5 月 20 日（水）正午に 2 の担当部局に必着のこと。また、不慮の事故による紛失又は遅配は考慮しない。
- (4) 提出部数
- ア 正本 1 部（添付書類を含め、参加者名がわかるもの）
- イ 副本 6 部（11(1)ア(7)は不要。また、添付書類を含め、正本から社名及び社名を類推できる表現・ロゴ等を外すこと。業務実績についても社名は伏せて記載すること。社名及び社名を類推できる表現とした場合は減点する。押印は不要）
- ウ 電子データ（正本及び副本とも、紙提出とは別にそれぞれ電子データ（DVD 等によること。）も提出すること。）
- (5) 提出先
- ア 持参の場合
- 2 の担当部局
- イ 郵送の場合
- 〒860-8601 熊本市中央区手取本町 1 番 1 号  
熊本市長（熊本市都市建設局公共建築部営繕課）宛
- また、封筒の表面に申請する「業務委託名」及び「企画提案書在中」を明記すること。

## 1 2 審査の方法等

### (1) 審査の主体

「出水南小・白山小児童育成クラブ建設設計業務委託契約候補者審査会設置要綱」に基づき、「出水南小・白山小児童育成クラブ建設設計業務委託契約候補者審査会」において行う。

### (2) 審査の基準

別紙2「審査基準」によるものとする。

### (3) 審査の方法

ア 参加表明書等の提出者の中から、提出書類に基づき参加資格の確認及び一次審査を行い、企画提案書を提出できる者を5者程度選定する。

イ 企画提案書等及びヒアリングを基に二次審査を実施し、一次審査と二次審査の合計の最高得点者を契約候補者、次点の者を契約次点候補者として決定する。なお、提案内容が評価点の総得点の60パーセント未満である場合は、市が要求する水準に満たないものとして契約候補者として決定しない。

ウ プロポーザルに参加する者が1者である場合は、参加表明書等の提出期限を延長するものとする。ただし、延長期間内に新たな参加者がいなかった場合、1者で事業者選定を行うものとする。

エ なお、参加者がいなかった場合には、再度公告して参加表明書等の提出期限を延長するものとする。この場合、必要に応じて案件に係る参加資格の変更又は履行期間の変更を行うことがある。

## 1 3 企画提案書等のヒアリングの実施

### (1) 実施日時

令和8年（2026年）5月25日（月）予定

### (2) 実施場所

熊本市中央区手取本町1番1号

熊本市役所内

※場所及び時間については、別途指示するもの。

### (3) 実施方法

対面による質疑応答形式

※やむを得ない事情により面談による企画提案書のプレゼンテーション及びヒアリングを実施せず、オンラインによるヒアリングや、審査委員による企画提案書等の書類審査のみを実施する可能性がある。

なお、書類審査のみとする場合、企画提案書について審査委員から質問等があるときは、事前に書面にて実施する場合がある。最終的な審査実施方法については、企画提案書等の受領後に別途指示する。

### (4) 企画提案書等に関するヒアリングは、以下に定めるほか、別紙2「審査基準」に沿って実施する。

### (5) ヒアリング時の説明に際しては、提出した企画提案書等のみを使用することとし、

ヒアリング時の追加資料は受理しない。

(6) ヒアリングを正当な理由なく欠席した場合は、その者のプロポーザルは無効とする。ただし、悪天候、出席予定者の事故等市長がやむを得ないと認める理由により欠席した場合で、プロポーザル手続に支障のない範囲内でヒアリングを実施できるときは、再度市長が指示した日時にヒアリングを行うものとし、プロポーザル手続に支障のない範囲内でヒアリング等を行うことが困難であると認められるときは、このプロポーザル参加者のヒアリング実施項目は、全て0点として取り扱うものとする。

(7) ヒアリングについて

ア 出席者は3名以内とする。

イ ヒアリングは非公開とする。

ウ ヒアリング時間は、30分以内とする（15分以内でプロポーザル参加者による説明の後、審査委員による質疑を15分以内で行う。）。

エ 結果については、プロポーザル参加者に対して郵送により通知する。

オ 点数が同点の場合は、審査会会長の特定テーマの合計点数が最も高い者を選定するものとする。

#### 1.4 プロポーザル審査結果の公表に関する事項

契約候補者を決定した場合は、熊本市ホームページにより公表を行うものとする。

#### 1.5 契約候補者として決定されなかった者に対する理由の説明

(1) 契約候補者とならなかった者は、契約候補者の公表を行った日の翌日から起算して5日（休日を含まない。）以内に、市長に対して契約候補者として選定されなかった理由を、書面（様式は自由）により説明を求められることができる。

(2) 市長は、説明を求められたときは、説明を求められることができる期間の最終日の翌日から起算して7日（休日を含まない。）以内に、説明を求めた者に対し書面により回答する。

#### 1.6 その他の留意事項

(1) 手続において使用する言語及び通貨は日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 契約保証金

熊本市契約事務取扱規則第22条に定めるところにより、納付を要するものとする。ただし、利付国債の提供又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。

また、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。

なお、契約の保証に関する取扱いについては、熊本市契約事務取扱規則及び熊本市工事競争入札心得（平成2年告示第107号）のほか、熊本市工事請負契約等における契約の保証に関する取扱要領（平成9年4月1日市長決裁）によるものとする。

(3) 契約書（案）

熊本市ホームページへ掲載するほか、2の担当部局で閲覧に供する。

(4) 参加表明書等に関する事項

- ア 提出期限までに参加表明書等及び企画提案書等を提出しなかった場合は参加者として認められないものとする。
- イ 参加表明書等及び企画提案書等の作成及び提出（並びにヒアリング）に係る費用は、提出者の負担とする。
- ウ 提出された参加表明書等及び企画提案書等は、返却しない。なお、熊本市情報公開条例（平成10年条例第33号）の規定により、開示する場合がある。
- エ 提出された参加表明書等及び企画提案書等は、参加資格の確認及び提案内容の評価以外に提出者に無断で使用しない。
- オ 提出期限後における参加表明書等及び企画提案書等の追加、差し替え及び再提出は認めない。
- カ 参加表明書等に虚偽の記載をしたことが判明した場合は、この参加表明書等を無効とし、参加資格の取消し、契約候補者決定の取消し、契約締結の保留又は契約の解除等の措置をとるとともに、指名停止要綱に基づく指名停止その他の措置を行うことがある。
- キ 企画提案書等に虚偽記載等明らかに悪質な行為があると認められる場合は、この企画提案書等を無効とし、契約候補者決定の取消し、契約締結の保留又は契約の解除等の措置をとるとともに、指名停止要綱に基づく指名停止その他の措置を行うことがある。

(5) 参加資格の確認を行った日の翌日から契約候補者決定までの間に、参加資格があると認められた者が参加資格がないものと判明した場合は、参加資格確認の通知を理由を付して取り消すものとする。この取り消しの通知を受けた者は、通知を受け取った日の翌日から起算して5日（休日を含まない。）以内に、市長に対して参加資格がないと認められた理由を、書面により説明を求めることができる。

(6) 契約候補者の決定後、契約締結までの間に、契約候補者が3に規定する参加資格を満たさなくなった場合には、契約を締結しないことができるものとする。

(7) 申請書類等は、黒色のペンまたはボールペンで記入すること（消せるボールペンは不可）。

(8) 基本仕様書は、業務の大綱を示すものであり、業務内容の詳細については、プロポーザル実施後、契約候補者と熊本市との協議により決定する。